

小樽市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項を定めることにより、市の施策の意思決定の過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民等の市政への参画を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、市の施策に関する基本的な計画等の策定等に当たり、当該計画等の案の趣旨、目的、内容等を公表し、市民等から当該計画等の案に対する意見又は情報（以下「意見等」という。）の提出を求め、提出された意見等を考慮して当該計画等の意思決定（議会の議決を要する場合にあってはその案の意思決定をいう。以下同じ。）を行うとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表する手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において、「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

本市の区域内に住所を有する者

本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

本市の区域内に存する学校に在学する者

本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

本市に対して納税義務を有する者

前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の対象となる事案に利害関係を有すると認められるもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等（以下単に「計画等」という。）の策定等は、次に掲げるものとする。

市の施策に関する基本的な計画、指針等又はこれらの案の策定又は改廃

市の施策に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定

市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他これらに類するものの徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定

前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を行わないことができる。

実施機関が迅速又は緊急を要すると認める場合

実施機関が軽微であると認める場合

実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

市民の意見聴取等の手続が法令等により定められている場合

附属機関又はこれに類する機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経てなされた報告、答申等に基づき、実施機関が最終的な意思決定を行う場合

(公表の時期等)

第5条 実施機関は、計画等の策定等に当たっては、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる事項を記載した資料を公表するよう努めるものとする。

計画等の策定等の趣旨、目的及び背景

計画等の案の概要

前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、実施機関が公表しようとする計画等の案及び同条第2項の資料(以下「案等」という。)を市の情報公開窓口、各サービスセンター及び当該計画等の所管部署に備え置くとともに、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるもののほか、市の広報誌への掲載その他の方法により、案等が市民等に周知されるよう努めるものとする。

3 実施機関は、前2項の規定による公表において、案等が大量である場合は、案等の全体を閲覧する場所を明示した上で、その内容を要約して公表することができる。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、案等を公表した日から30日以上期間を設けて、計画等についての意見等の提出を求めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、30日未満の期間を設けることができる。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

実施機関が指定する場所への書面の提出

郵便

ファクシミリ

電子メール

前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)その他実施機関が定める事項を明記しなければならない。

(意見等の考慮等)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行った場合は、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに計画等の案を修正したときにおける当該修正の内容を公表するものとする。

3 実施機関は、提出された意見等のうち、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるものその他公表することが不相当と判断される事項が含まれているものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第6条第1項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

(一覧表の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況の一覧表を作成し、毎年度終了後、速やかにこれを市のホームページの掲載等により公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に策定過程にある計画等で市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定は、適用しない。